

令和3年度東根市オンライン化等環境整備支援補助金交付要綱

令和3年3月26日告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による経営上の影響が著しい市内の中小企業・小規模事業者等を支援するため、在宅勤務やウェブ商談会を可能とするオンライン化による職場環境の改善に取り組む事業に対して、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において、令和3年度東根市オンライン化等環境整備支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業・小規模事業者等とは、別表第1に定める事業者をいう。ただし、性風俗産業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。）を営む者、政治団体、系統出荷による収入のみである農業者及び農事組合法人は除くものとする。

(2) テレワークとは、ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方として、次に掲げる勤務形態をいう。

ア 自宅で働く勤務形態である在宅勤務

イ 移動中や出先で働く勤務体系であるモバイル勤務

ウ 本拠地以外の施設で働く勤務形態であるサテライトオフィス勤務

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所等を有する中小企業・小規模事業者等で、テレワーク環境の整備等によるオンライン化の促進を図る者

(2) 市税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

(1) 令和2年度中に東根市オンライン化等環境整備支援補助金交付要綱（令和2年告示第103号）に基づき補助金の交付を受けた者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの

(4) 法人でその役員のうちに前2号に該当する者があるもの
(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に有る事業所等において、補助金の交付決定した日から令和4年2月28日までの間に、第1条の目的に沿って事業に着手し、完了する事業であること。

(2) 国及び県、他市町村等が助成する制度の補助金等を受けていない、又は受ける予定のない事業であること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額以内（千円未満は切り捨てるものとする。）とし、50万円を上限とする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、令和3年度東根市オンライン化等環境整備支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、申請期限は、令和3年8月31日までとする。

(1) オンライン化等環境整備計画書（様式第2号）

(2) 補助対象事業に係る経費が分かる書類（見積書、契約書等の写し、写真等）

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に

よる地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、前条第1項による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、令和3年度東根市オンライン化等環境整備支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項による補助金の交付決定に当たり、前条第2項による補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 市長は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 市長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業が完了したときは、令和3年度東根市オンライン化等環境整備支援補助金実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施経費に係る領収書の写し
- (2) オンライン化整備後の現場写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告を適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和3年度東根市オンライン化等環境整備支援補助金交付額確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前条の規定による補助金交付額の確定の通知を受けたときは、速やかに令和3年度東根市オンライン化等環境整備支援補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 交付決定者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（取消し等）

第14条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（3） その他市長が補助金の交付決定又は交付を取り消すべき事由があると認めたとき。

（帳簿等の整理保存）

第15条 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、その収支状況を明らかにしておくものとする。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業により取得又は効用の増加した財産を処分する場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付しなければならない。ただし、当該財産が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を計画している場合は、この限りでない。

（補則）

第17条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和3年3月26日告示第45号）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和4年3月31日に限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

	業種・組織形態	資本金	従業員
		(資本の額又は 出資の総額)	常勤
①	製造業、建設業、運輸業、農林水産業等 その他下記②から④以外の業種	3億円以下	300人以下
②	卸売業	1億円以下	100人以下
③	サービス業（ソフトウェア業、情報処理 サービス業、旅館業を除く。）	5,000万円以下	100人以下
④	小売業	5,000万円以下	50人以下

備考 資本金・従業員規模の一方が、該当する場合対象（個人事業者を含む。）

別表第2（第5条関係）

	経費区分	対象機器等
①	機器等購入費 （各税抜10万円未満）	パソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話、キーボード、マウス、プリンター、スキャナー、VPNルーター、サーバー及びNAS、無線LAN機器（親機、子機）Web会議用機器（カメラ・スピーカー・ヘッドセット）、リモートWOL装置
②	ソフトウェア購入費	導入型ソフトウェア（業務ソフトウェアに限る。）
③	委託費	ネットワーク構築作業費／VPNルーター等、機器の設置・設定作業費、導入機器、ネットワークの保守費用、導入機器等の操作説明等にかかる委託経費（研修費用・マニュアル作成費）
④	賃借料（事業期間分に限る。）	パソコン等、上記「機器購入費」に記載の機器等をリースする場合のリース料
⑤	使用料（事業期間分に限る。）	コミュニケーションツール（会議システム、チャット、データ共有）利用料、管理ツール（勤怠管理、在籍管理、業務管理）利用料、業務ソフトウェア利用料、セキュリティソフト利用料、リモートアクセスツール利用料、グループウェア（ワークフロー、リモートワークアプリ）利用料

備考 原則として、汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入は除く。ただし、「オンライン化の環境整備」に関する経費については対象とする。